

沖縄市霊園草刈清掃業務委託 仕様書

第1条 目的

本業務は、沖縄市霊園（以下「霊園」という）の美観の維持、環境悪化の防止、霊園内交通の障害の除去を目的とするものである。

第2条 履行期間

契約締結日の翌日から令和8年3月31日まで

第3条 履行場所

沖縄市霊園（沖縄市字倉敷東内喜納原 111 番地および 112 番地）（別紙1「沖縄市霊園地図」を参照）

第4条 草刈清掃作業の日程等

清掃業務は年5回の定期清掃を行うこととする。なお、作業の日程については別紙2「令和7年度 沖縄市霊園草刈清掃業務委託 作業予定表」のとおり行うこと。

第5条 用具及び消耗品

本業務を履行するために必要な用具・資材等は、受託者が負担すること。

第6条 業務内容

作業は原則として委託者の指示に従うものとし、次のとおり実施するものとする。

(1) 草刈り・植栽剪定

- ・別紙1に示した区域において、草刈、植栽剪定を実施すること。
- ・作業は天候、草木の特性・生育状態及び周辺環境などを考慮し、最大の効果が期待できるよう、委託者と調整し進めるものとする。
- ・植栽の剪定は低木を主体とし、美観及び生育等を考慮して樹形を整えること。
- ・作業終了後、細かい枝くずを除去するなどの清掃を実施すること。

(2) 清掃

- ・霊園内において、清掃（廃棄物の除去など）を実施すること。

※本業務より排出された草木及び廃棄物等の処分については、本市が指定する処分場へ運搬し、搬入許可書により搬入すること。

第7条 管理

- (1) 受託者は、作業にあたって作業員及び霊園利用者などに危険がないよう、次のとおり安全対策を講じなければならない。
 - ・関係者と連絡調整を行い、霊園利用者等の安全確保に努めること。
 - ・業務区域及びその周辺の安全確認を行うこと。
 - ・作業に使用する機械器具の安全点検を行うこと。
 - ・作業中、安全巡視を行い異常等がないか点検すること。
 - ・作業中、施設や墳墓の縁及び樹木等を損傷しないように注意すること。
 - ・作業中、小石などが飛散しないように十分注意し、必要に応じて飛散防止措置を施すこと。
- (2) 作業車両の駐停車や騒音等については、霊園利用者等から苦情のないよう配慮し、受託者の責任において管理すること。

なお、業務中に霊園利用者等から苦情や要望等があった場合は、誠意をもって解決を図るとともに、その経緯について委託者に遅滞なく報告するとともに別紙3の様式に従って報告書を提出しなければならない。
- (3) 業務の履行中に異常や事故等が発生した場合には、受託者は直ちに必要な措置を講じた後、直ちに委託者に報告しなければならない。
- (4) 関係法令等の定めることに従うこと。

第8条 提出書類

受託者は、下記の提出書類を委託者へ提出しなければならない。

- (1) 各回の着手届
- (2) 各回の業務写真（着手前・着手後）※業務内容が確認できる写真を作業前・作業後に同じ位置から写真撮影すること。
- (3) 各回の作業完了報告書
- (4) その他、委託者が指示する書類

第9条 検査

- (1) 受託者は、各回の業務を完了したときは、すみやかに第8条(2)～(4)の提出書類を委託者に提出しなければならない。
- (2) 受託者は、業務が前項の規定による検査に合格しないときは、直ちに修補して委託者の検査を受けなければならない。

第10条 委託料の支払い

- (1) 委託料の支払いは年5回とし、各回の業務完了検査に合格したとき、委託料の支払いを請求できるものとする。
- (2) 委託者は、適法な請求書を受理したときから30日以内に、委託料を支払う

ものとする。

第 11 条 緊急時の対応

履行期間中は気象予報等に注意を払い豪雨、地震、台風、その他自然災害等に備え対策等を講じること。

第 12 条 損害の負担

受託者は本業務の作業に伴い、第三者、委託者、当該施設及びその備品等に損害を与えた場合、受託者の責任において損害を賠償すること。

第 13 条 業務不履行の際の契約解除及び変更

受託者が次のいずれかに該当するときは、委託者は契約を解除し、又は委託料を減額することができるものとする。

- (1) 仕様書に定める内容を実施していない等の粗雑履行があったとき
- (2) 適正な業務の実施を確保していないとき
- (3) 委託者が業務の是正又は改善を指導したにもかかわらず、これに従わないとき

第 14 条 その他

実際の現場作業と仕様書の内容に相違がある場合など、本仕様書に疑義が生じたときは、その都度受託者は委託者と協議の上、作業にあたることとする。